

## 大津町内道路工事に関する承認基準

### 第1 総則

- 1 開発工事は、現在の構造又は交通機能上の効用ばかりでなく、将来計画として考えられる構造又は機能上の効用を低下させることなく、真にやむを得ないもののみを承認する。
- 2 平面図、断面図には、道路敷地と民地との境界線を赤色で明記し、道路敷地内の施行部分は塗りつぶすこと。
- 3 官民境界が明確でない箇所の請願工事は、必要に応じ官民境界承認申請を行わせること。
- 4 この承認基準にない種類の道路工事の開発工事は、1の主旨により審査する。

### 第2 法敷の切取り、埋立て

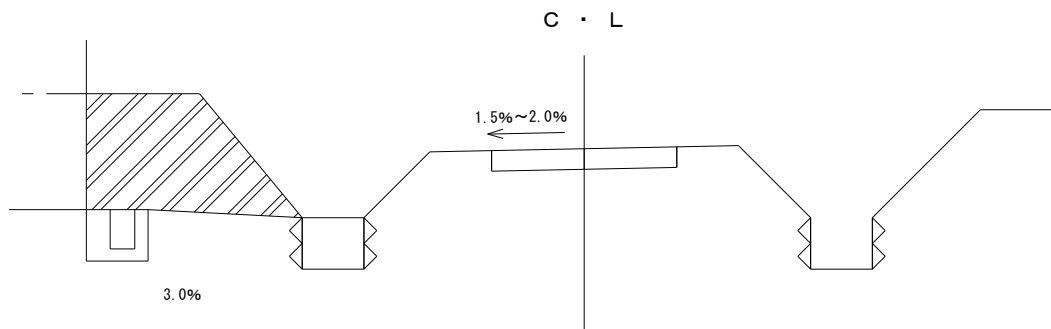
#### 1 共通事項

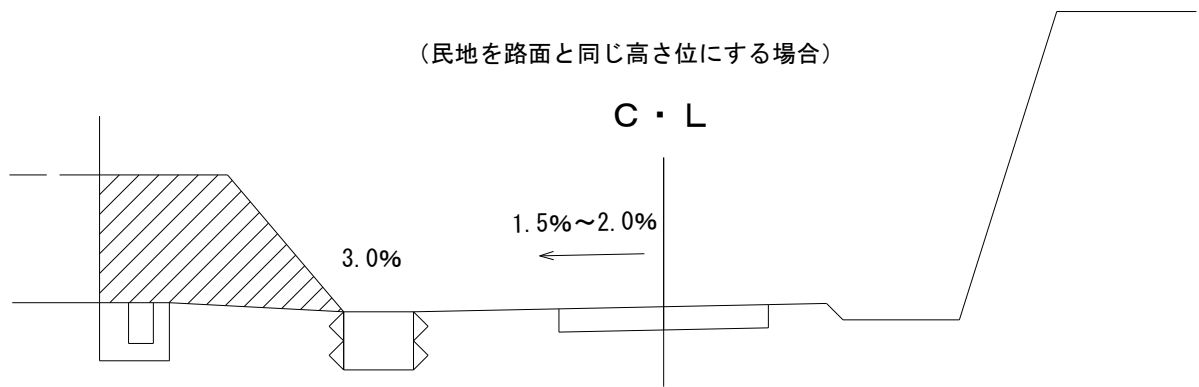
- (1) 切取り、埋立ての施工高及び縦横断こう配は、原則として道路のこう配に合わせること。  
また、民地の高さは、将来の拡幅、修繕計画等を考慮した高さとするように指導すること。
- (2) 道路敷地と民地との境界に沿って官地側に、原因者の負担において側溝を築造すること。
- (3) 既設の側溝の取扱いは、用排水機能に支障を与えないよう次により処理させること。  
ア 側溝の新設により機能を失う既設側溝は、取り壊して埋め戻すこと。ただし、1 m以上埋め立てる既設側溝は、適正な排水処理をして埋めつぶすことができる。  
イ 存置すべき既設側溝は、必要に応じ補強等の措置を行わせ、また盛土により当該側溝を埋める場合は、十分な断面と強度を有する構造物（管渠、函渠等）の新設又は側溝の補強を行わせること。
- (4) 切取り部、埋立て部については、道路管理上必要な部分につき、現道と同じ程度の舗装を行うこと。  
なお、現道が砂利道の場合は、路面砂利厚さ 15 cmを敷くこと。

#### 2 法敷の切取り

- (1) 切取りの断面は、3%のこう配で境界にすりつけるか、又は道路工事の計画があれば、その計画断面に合わせることを原則とする。また、民地内の切取り断面は、崩落等により道路に危険が及ばない構造とする。
- (2) 切取りによる土砂等の処分については、大津町長（以下「町長」という。）の指示を受けること。

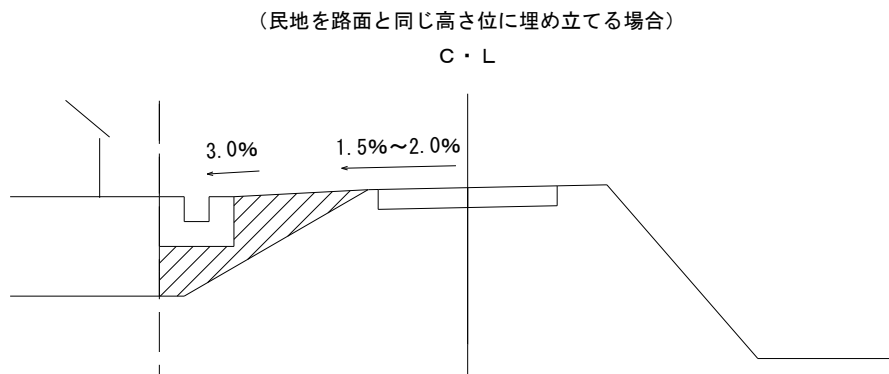
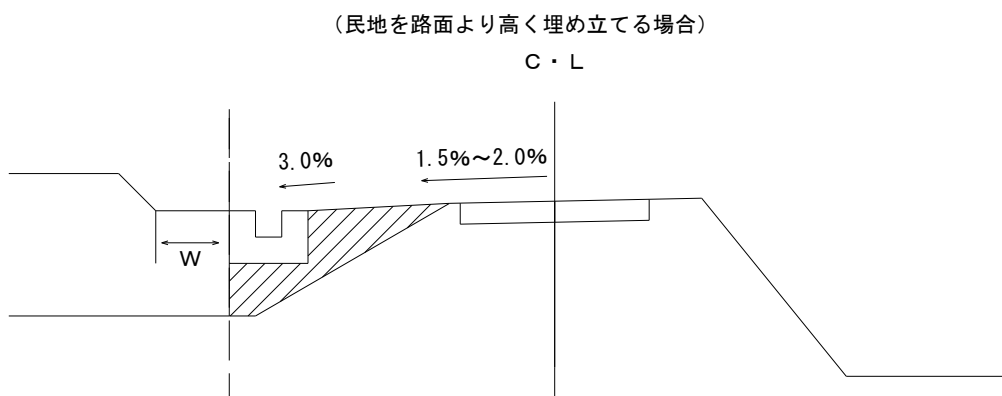
（民地を路面より低くする場合）





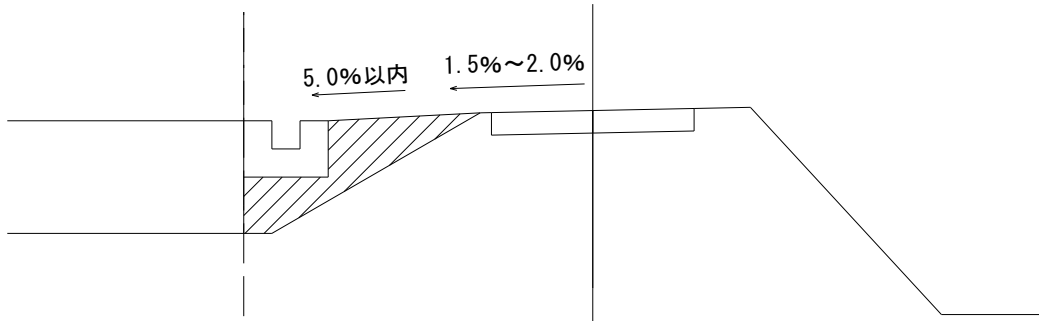
### 3 法敷の埋立て

- (1) 埋立てには良質土を使用する。
- (2) 埋立ての横断こう配は、3%とするか又は道路工事の計画があれば、その計画断面に合わせることを原則とする。
- (3) 路面より高く埋め立てる場合は、民地内の土砂の流出を防ぐ工法をとるか又は下図 W を 30~50 cm とすること。
- (4) 路面より低く埋め立てる場合、埋立てのこう配は 5% 以内とし、この形状が流出又は消耗しない構造とすること。



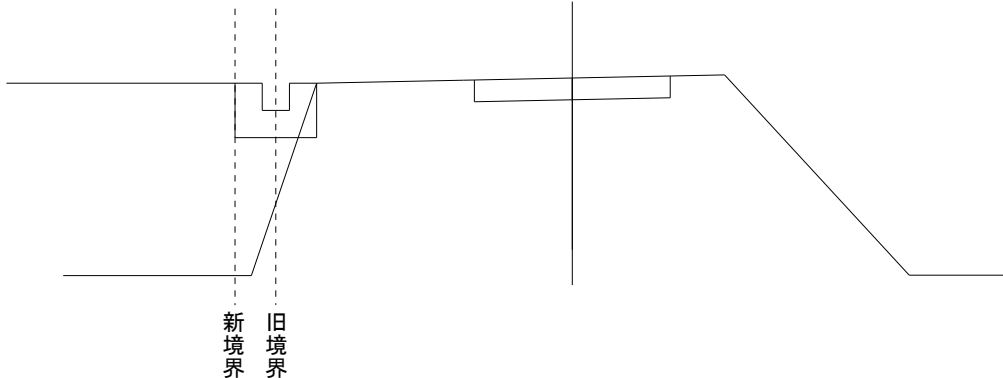
(民地を路面より低く埋め立てる場合)

C・L



- (5) 法敷が側溝幅に満たず、やむを得ず一部民地を利用して側溝を新設する場合には、出願の時点で土地所有者と協議し、拡幅部分を分筆させ寄付を行わせること。困難な場合には、「拡幅した私有地については、道路の用に供する。」旨の申出書を提出させること。なお、この場合買収は行わない。

C・L



### 第3 側溝の新設

- (1) 新設側溝の流末は、現側溝又は他の水路若しくは河川等に連結すること。その際、関係者の承認、同意等が必要な場合には、書類を申請書に添付すること。  
なお、連結できない場合には、自己所有地内で処理できる工法をとること。  
また、民地内の排水は、民地内で処理すること。
- (2) 側溝の規格、特に側溝の厚さ、蓋の構造等は、通過加重を勘案して築造すること。
- (3) 側溝の構造は、下図を標準とするが、側溝の有効高は、雨水量、排水こう配により変更することができる。
- (4) 取付前後の側溝断面等により、標準の側溝が不適当な場合は、その都度町長が決定する。
- (5) 側溝蓋は、鉄筋コンクリート製を原則とする。
- (6) 側溝蓋の架設の必要のない区間についても、将来蓋が架設できるような構造とすること。
- (7) 道路擁壁等に側溝を設置する場合、側溝の継ぎ足しを行う場合の構造は、下図(3)のとおりとする。

(8) 次の場合には、U型側溝に替えL型側溝を設けることができる。

ア 新設側溝に隣接して既設のL型側溝がある場合。

イ 新設位置の状況から町長が、真にやむを得ないものと認める場合。

(9) 次の場合には、二次製品等のL型及びU型側溝を設けることができる。この場合の構造は町長の指示による。

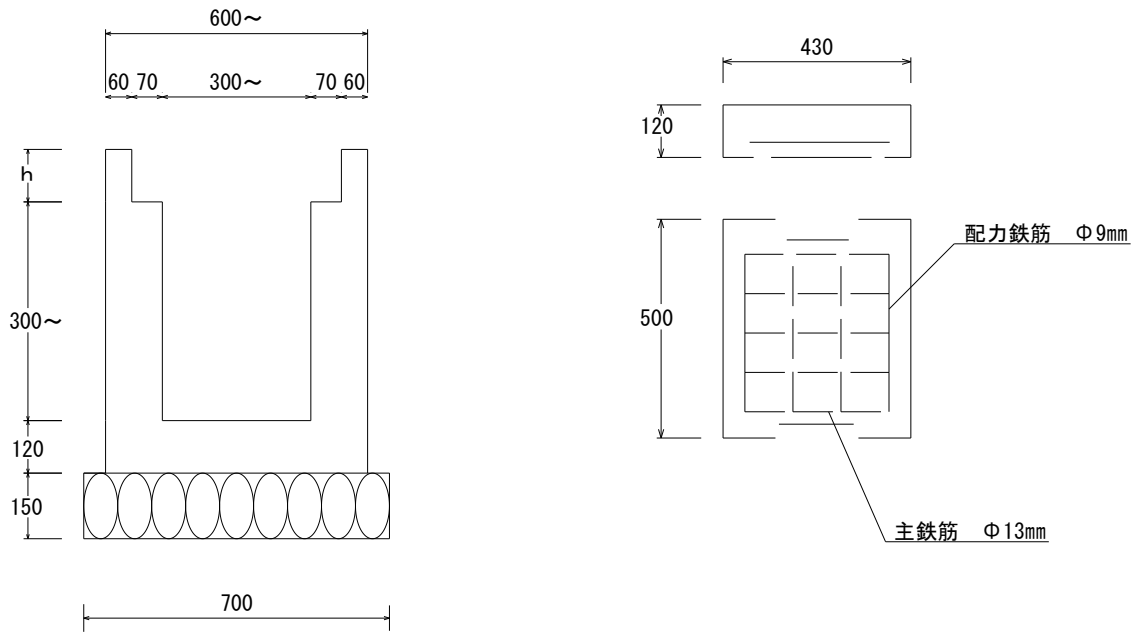
ア 町長が、現場打ち標準側溝と同程度以上の強度を有する製品、又は補強により同程度以上の強度の構造となることを認めた場合。

イ 法敷の埋立が路面より低い場合。

ウ 道路改良工事が、1年以内に行われる場合。

エ 自動車交通量が少ない道路で、町長が強度上支障がないと認めた場合は、簡単な二次製品側溝とすることができる。

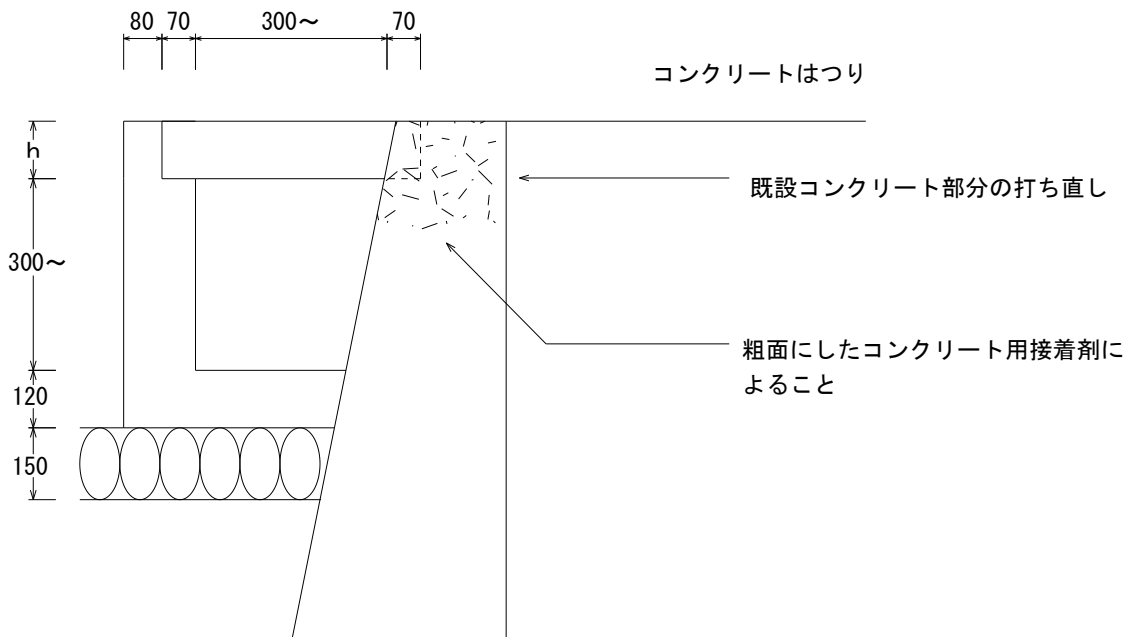
図(1) 構造



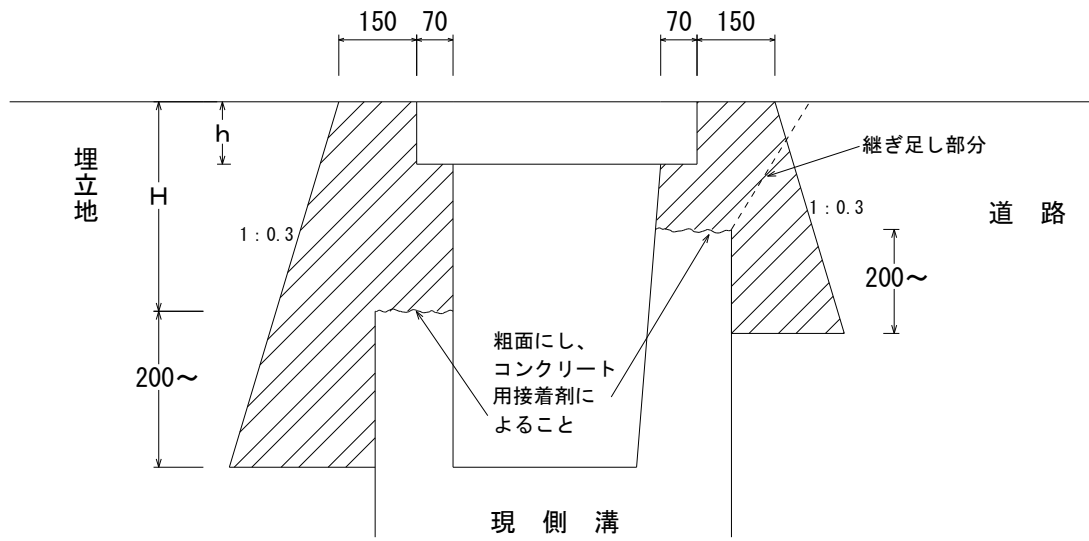
註 側溝蓋の厚さは次によること。次の(2)、(3)、も同様。

- (1) 一般のとき  $h = 12\text{cm}$
- (2) ガソリンスタンド等  $h = 15\text{cm}$

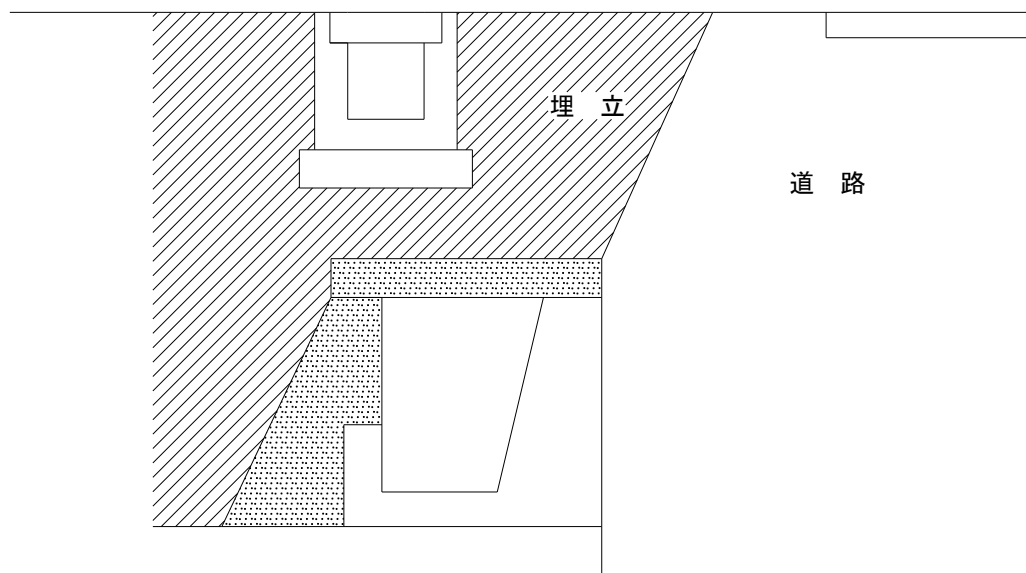
(2) 道路擁壁等に設ける場合



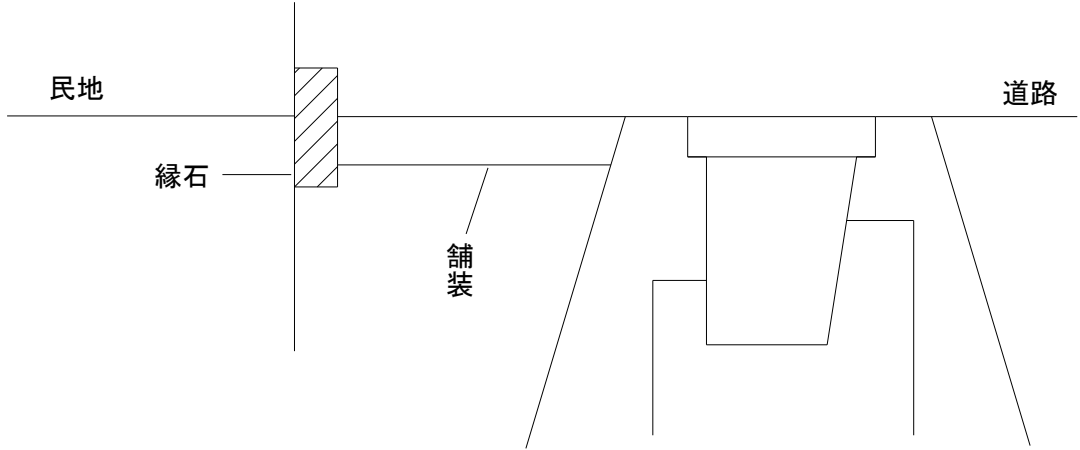
(3) 側溝の継ぎ足しをする場合



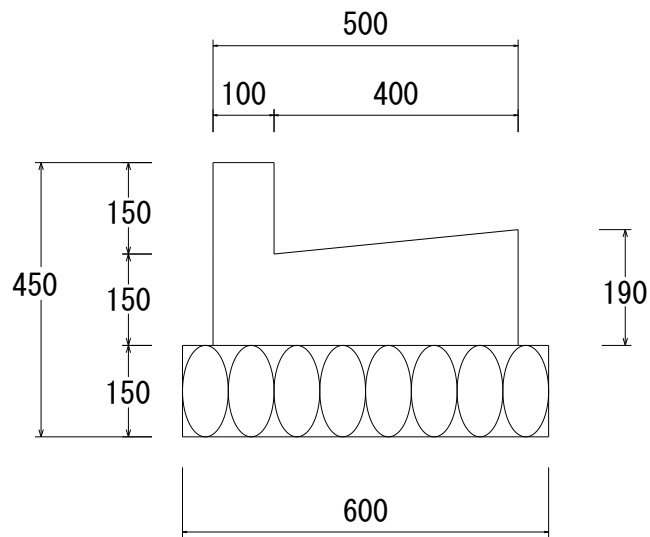
- 注 (1) H=30cm以上の場合は現側溝に継ぎ足さないで側溝を新設すること。
- (2) H=30cm以上の場足に、現側溝を使用する場合は、下図のような寝蓋のうえ、新設すること。



- (4) 側溝の継ぎ足し部分が境界をなさない場合は、別途境界縁石を新設することができる。



- (5) L型側溝構造



#### 第4 路肩舗装

- (1) 車道と異なる工種を原則とし、同種の舗装の場合、着色又はレインマーク等により車道と区別する。
- (2) 自動車等の出入りのために舗装する場合、コンクリート舗装は、砕石路盤厚 15 cm以上（支持力  $K30 \geq 15 \text{ kg/}\cdot$  以上）の路盤上に、表層厚 10 cm以上の舗装とし、アスファルト舗装は、砕石路盤厚 20 cm以上（支持力  $K30 \geq 28 \text{ kg/}\cdot$  以上）の路盤上に表基層厚 5 cm以上の舗装とすること。
- (3) (2)以外の場合は、路盤の構造を車道と同程度とし、コンクリート舗装の場合は表層厚 10 cm以上、アスファルト舗装の場合は表層厚 5 cm以上とすること。
- (4) 境界に側溝がない場合は、縁石を設けること。

#### 第5 車両の出入口設置

##### 1 共通事項

- (1) 下記の箇所における出入口の設置は、原則として認めない。
  - ア 横断歩道及びその付近
  - イ バス停留所、電車停留所及び安全地帯の付近
  - ウ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口の付近
  - エ 橋梁の部分
  - オ トンネルの出入口付近
  - カ 交差点及びその付近
  - キ 交通信号機の設置箇所付近
  - ク 道路の見通しが著しく悪い箇所
  - ケ 民地側に自動車を保管する場所がない箇所
  - コ 他に乗入れが可能な道路に面している場所
  - サ その他、人及び車両の通行に支障を及ぼすおそれのある箇所

##### 2 歩道の改装を伴う場合

- (1) 乗入れ口を設ける場合の乗入れ幅は、必要最小限度とし、最大乗入れ幅は、官民境界において、表1を適用する。
- (2) 乗入れ箇所は、出入対象施設について1箇所とする。

ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合及び特に大型車両の出入りする施設等については、2箇所設置することができる。この場合、原則として、出入口の相互の間隔は7m以上、かつその中心間距離を13m以上とすること。(図A)
- (3) 出入交通量の増加が予想される箇所については、原則として付加車線を設置させること。
- (4) 歩車道の境界縁石を切下げるときは、車道から5cmの高さを残し、境界石の車道側隅角は、半径3cmの円弧とする。(図B・C)
- (5) 歩道の切下げ面は、歩行者に支障を及ぼさない限度で歩道面にすり付ける。

この場合、すり付け部の横断勾配は15%以下とする。



歩道部には原則として1m以上の平坦部分（横断勾配2%を標準とする部分）を連続して設けるものとする。また、歩車道境界の段差は5cm以下とする。（図B・C）

- (6) 植樹帯がある歩道等の場合は、植樹帯の幅で切り下げを原則とする。

この場合、すり付け部の横断勾配は、15%以下とする。

ただし、特殊縁石（歩道等の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石）を用いる場合には10%以下とする。

歩道部には原則として1m以上の平坦部分（横断勾配2%を標準とする部分）を連続して設けるものとする。（図C・D）

- (7) 植樹帯がない場合又は植樹帯等があっても前記(6)の構造がとれない場合には、原則として1m以上の平坦部分（横断勾配2%を標準とする部分）を連続して設けて、残りの幅員ですり付けを行うものとする。

この場合、すり付け部の横断勾配は15%以下とする。

ただし、特殊縁石（歩道等の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石）を用いる場合には10%以下とする。（図E）

- (8) 歩道等の幅員が狭く前記(6)(7)の構造によるすり付けができない場合には、車両乗り入れ部を全面切り下げて横断勾配によりすり付けるものとする。

この場合、すり付け部の横断勾配は5%以下とする。

ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

背後地の関係で民地側を切り下げる場合も前記同様とする。（図F）

- (9) 隅切りが必要な箇所においては、必要に応じて直線（最大幅1.5m）、又は曲線（最大半径1.5m）で隅切りを行う。（図G）

- (10) 乗入れ口は、道路に直角に設けることを原則とするが、ガソリンスタンド、ドライブイン、自動車ターミナル、倉庫業者等車両の出入りが多い場合には、60度以上の角度で斜めに取付けることができる。（図H）

- (11) アスファルト舗装する場合、車両の出入りのある箇所では、（上層10cm+下層15cm）以上の碎石路盤に、厚さ5cm以上の表基層の舗装を行い、その他の箇所では、（上層6cm+下層10cm）以上の碎石路盤に、厚さ4cm以上の表層の舗装を行うこと。

- (12) コンクリート舗装する場合、車両の出入りの多い箇所では、厚さ15cm以上の碎石路盤に、厚さ10cm以上の表層の舗装を行い、その他の箇所では、厚さ10cm以上の碎石路盤に、厚さ10cm以上の表層を行うこと。

- (13) 乗入れ部の旧側溝蓋は、自動車荷重に耐え得るよう新設又は補強すること。

- (14) 車両の出入りが多い箇所では、出入口以外の部分には、境界に沿って民地側に駒止、さく等の工作物を設けること。

### 3 歩道の改装を伴わない場合

- (1) 歩道の改装を行う場合（第5、2）の基準に準じる。

ただし、路肩は、自動車等の出入りのためにする路肩舗装〔第4(2)〕に準ずる構造の舗装を行う。

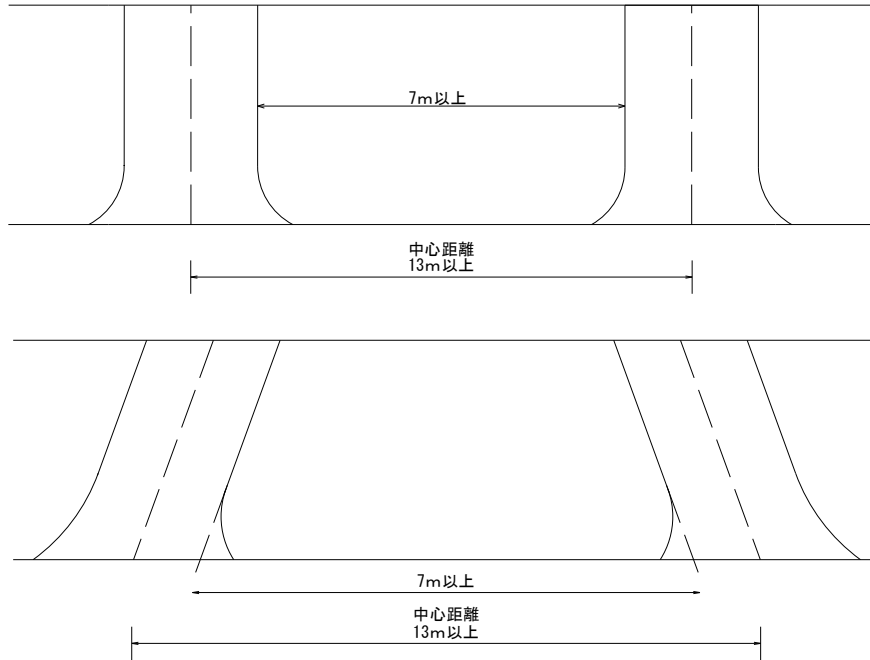
表1

| 適用対象                                      | 1箇所の場合 | 2箇所の場合 |
|---|--------|--------|
|   | 巾      | 巾      |
| 用途別：一般住宅<br>車種別：乗用、小型貨物自動車                | 4.0    | ——     |
| 用途別：一般店舗<br>車種別：乗用、小型貨物自動車<br>普通自動車（5t未満） | 6.0    | 6.0    |
| 用途別：大型店舗<br>車種別：普通自動車（5t以上）               | 8.0    | 7.0    |
| 上記によりがたいもの                                | 12.0   | 8.0    |

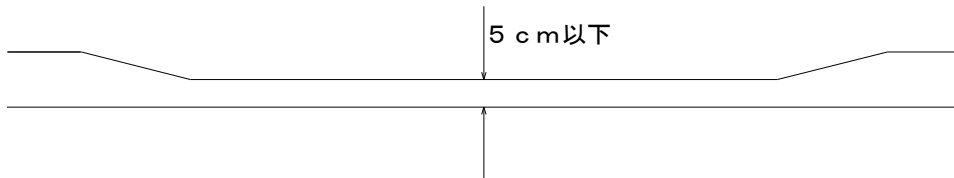
- 注 ① 適用対象については、用途別、車種別のいずれかに該当すれば適用する。
- ② 必要により、理由書、規制図等の疎明資料の提出を求めること
- ③ 上記基準の車種はいずれも単車の場合であり、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所については、別途思慮することができる。
- ④ 大型店舗は、ガソリンスタンド、自動車ターミナル、ドライブイン、倉庫業者等車両の出入が多い店舗をいう。
- ⑤ 歩道の改装を伴わない場合においても、本基準を準用する。

# 歩道改装の標準構造

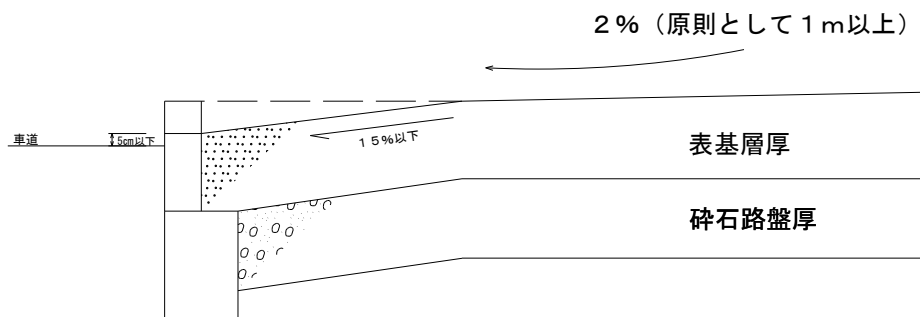
図A



図B

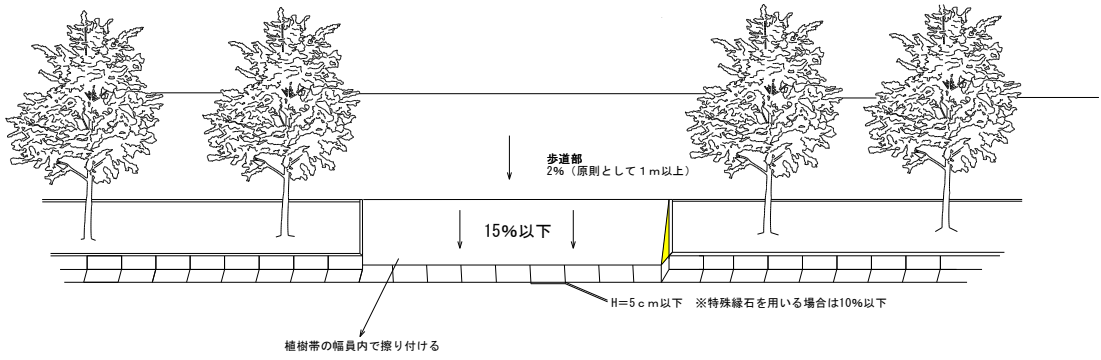


図C

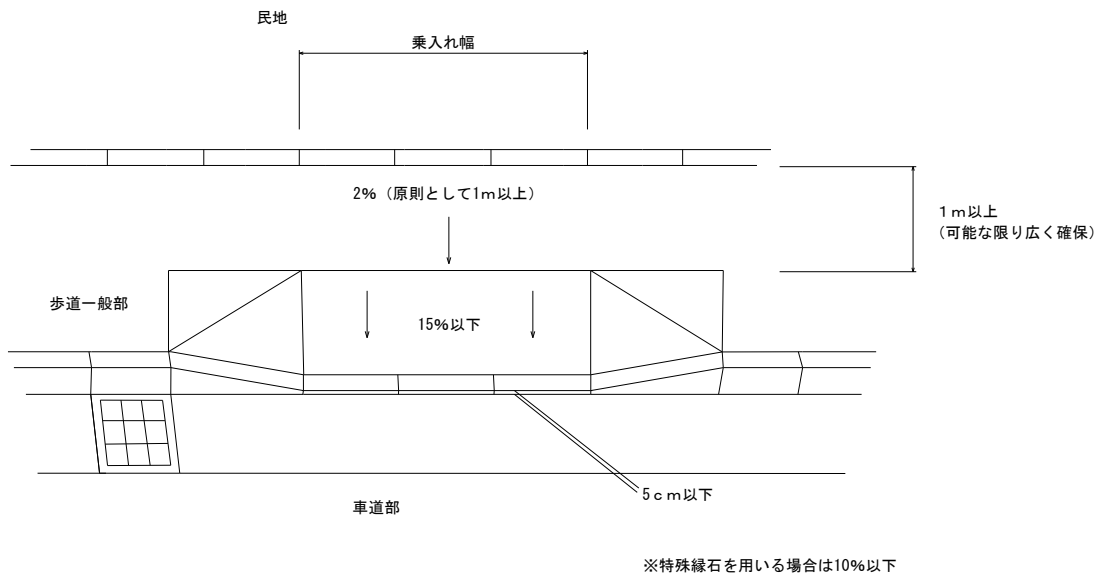


注 歩道が狭小な場合は、全面切り下げてもよい。

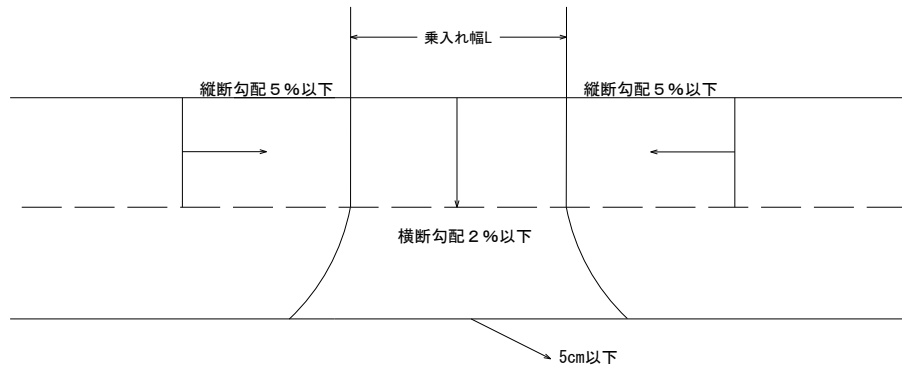
図D [植樹帯のある場合]



図E [植樹帯のない場合]

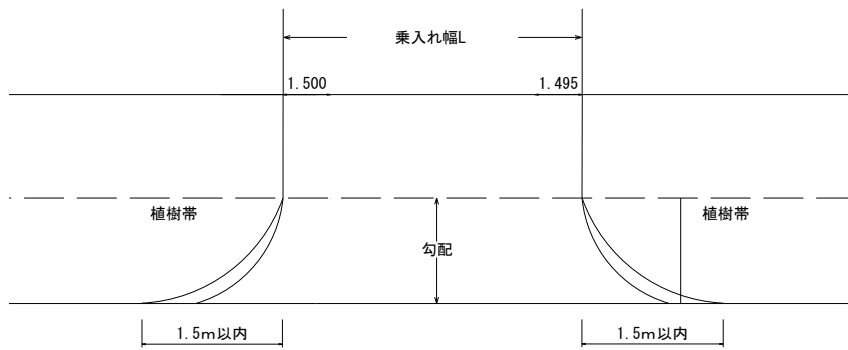


図F [歩道を全面切り下げる場合]



※縦断勾配  
路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等により、やむを得ない場合は8%以下とする。

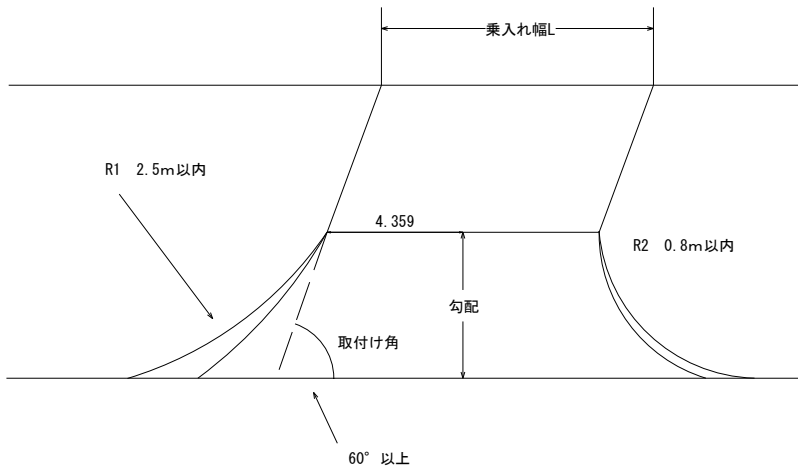
図G [植栽帯のある場合]



[フラットな歩道の場合]



図H



## 第6 取付け道路の取扱い

農道、林道、その他道路法上の道路以外の一般自動車の交通の用に供する道路、その他の施設（以下「取付け道路」という。）が、県（知事）管理の国県道（以下「県道」という。）と交差する場合は、次項に留意して承認すること。（道路法上の道路の取付け協議に対する回答の場合にも準用する。）

- (1) 審査する場合、本承認基準（第2から第5まで）は、適用できるもののみ適用する。
- (2) 下記のような取付けは、原則として認めないものとする。
  - ア 5以上の交差点脚数となる道路の取付け。
  - イ くいちがい交差、折れ脚交差、及び交差点60度以下の斜め交差となる道路の取付け。
  - ウ 構造令に定める視距が確保できない取付け。
  - エ 交差点間隔が、非常に短くなる取付け。
  - オ 現道の縦断曲線の頂部、底部、及び急なこう配への道路の取付け。
- (3) 交通量が予想される道路の取付けの場合は、交通量解析結果により、現道に右折車線及び適切なすりつけを申請者に設置させること。
- (4) 現道と取付け道路の隅角部は、原則として十分な見通しを確保させ、また車両が円滑に回転走行できるように切り取らせること。十分な見通しが確保されない場合は、カーブミラーを設置させるものとする。
- (5) 取付け道路の現道への取付け部分の縦断こう配は、2.5%以下の区間を20m以上とるのを標準とする。なお、これによりがたい場合は、（社）日本道路協会発行「道路構造令の解説と運用（H16.2）」（以下「解説書」という。）の「第5章平面交差4-3-2（2）縦断線形」を準用することができるものとする。
- (6) 現道が舗装道路の場合で、取付け道路が砂利道の場合は、取付け位置より20m以上路面舗装させること。
- (7) 道路標示等が必要となった場合は、地元警察署長とも協議させ施行させること。
- (8) 現道へ下りこう配の取付けの場合は、現道へ雨水が流れ込まないように、取付け道路の路面排水を考慮させること。
- (9) 現道の道路（管理）区域を明確にし、区域界の適当な箇所に境界杭等を設置させること。

また、現道に新たに帰属する土地が生じたときは、所有権移転登記をさせ、完了後登記簿謄本等を提出させること。
- (10) 橋による取付けで、橋の一部となる現道部分は、占用により取扱い、取付け後の維持管理は、申請者にさせること。
- (11) 現道がゆるやかにカーブしている箇所等への取付けで、現道から車のはみ出しや転落の可能性がある場合、及び交差点として現認しにくい場合等には、取付け隅角部にガードレール等を設置させること。
- (12) 道路構造令第27条（平面交差または接続）を準用するので、詳細は前記「解説書」の第4章平面交差等を参考にすること。

## 第7 現道付替えの取扱い

- (1) 付替え道路は、現道の機能及び面積以上のものを確保させるものとするが、事前に町長へ十分協議すること。
- (2) 所有権の移転登記は、申請者に行わせ、完了後登記簿謄本等を提出させること。